

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第一種フロン類再生業の許可に関する申請要領

平成26年2月21日

経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

目次

．はじめに	
1．本要領の趣旨	1
2．定義	3
．第一種フロン類再生業者の許可申請に係る事項	
1．第一種フロン類再生業者の許可	5
(1) 第一種フロン類再生業者の許可を必要とする者	6
(2) 申請手続き	
許可申請に必要な書類一覧	7
(3) 第一種フロン類再生業者許可申請書の記載要領	10
2．第一種フロン類再生施設等の構造についての記載の仕方	12
3．第一種フロン類再生施設等の再生の能力	
についての記載の仕方	17
4．第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法	
についての記載の仕方	18
5．許可申請に係る添付書類	26
(1) 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面	28
(2) 再生したフロン類の用途に応じた適切な再生が	
できることを説明する書類	28
(3) 第一種フロン類再生施設等の再生の能力	30
を説明する書類	
(4) 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画	30
(5) 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法	
を補足する書類	31
．許可審査基準	
1．構造に関する基準に係る審査の際の確認について	32
2．能力に関する基準に係る審査の際の確認について	34
3．使用及び管理に関する基準に係る審査の際の確認について	34
．第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業の	
許可を受けることなく行うことのできる再生業に係る事項	37
．参考資料	
1．第一種フロン類再生業者許可申請書	40
2．法第51条第2号の各項目に該当しないことを誓約	
した旨の書面の例	41

はじめに

1. 本要領の趣旨

(概要)

第183回通常国会においてフロン回収・破壊法の一部改正法が成立し、平成25年6月12日に公布されました(全面施行は平成27年4月1日を予定。)

一部改正法では、第一種フロン類再生業の許可について、改正法全面施行前の許可申請(準備行為)を可能としており、許可申請に係る省令を公布いたしました。本要領は、第一種フロン類再生業の許可申請を行う事業者向けに、許可申請に関する事項を中心に解説するものです。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第39号。以下「一部改正法」という。)が第183回通常国会で成立し、平成25年6月12日に公布されました。

本改正は、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、高い温室効果を持つフロン類の排出量が急増していることから、これまで特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)に基づき実施されてきた業務用冷凍空調機器の廃棄時等における使用済みフロン類の回収・破壊に加え、フロン類及びフロン類使用製品に係るフロン類の使用の合理化並びに使用段階におけるフロン類の管理の適正化を促進し、フロン類の充填業の登録制及び再生業の許可制の導入等の措置を講ずることにより、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するためのものです。また、本改正に伴い、法律の名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改められました。

一部改正法は、公布の日から2年以内において政令で定める日(平成25年10月現在においては、平成27年4月1日と定める予定。)に全面施行することとされていますが、新たに許可制が導入された第一種フロン類再生業の許可については、一部改正法附則第2条(準備行為)において一部改正法全面施行前の許可申請が認められています。このため、平成25年9月11日に当該規定に基づく申請行為を行うことができるよう許可申請に係る省令(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する施行規則の一部を改正する省令(平成25年経済産業省・環境省令第7号。以下「一部改正法に基づく省令」という。))を公布いたしました。

本要領は、第一種フロン類再生業の許可申請を行う者向けに、許可申請に関する事項を中心に解説するものです。

なお、本要領に記載した第一種フロン類再生業の許可申請に係る事項以外については、一部改正法の全面施行に向けた関係政省令等の公布以後、「運用の手引き」として公表する予定です。

2. 定義

以降の条項号については、一部改正法及び一部改正法に基づく省令の条項号を示す。

フロン類

法第二条：この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

2～12（略）

「フロン類」とは、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（CFC）とハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）^()、オゾン層破壊物質ではないが温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（HFC）です。

^()CFC、HCFCについても、温室効果が高いものもある。

以下、「フロン類の種類」は、CFC、HCFC、HFCの3区分に分類します。

主なものは以下のとおりです。

CFC	HCFC	HFC
・R12	・R22	・R134a
・R502		・R404A
		・R407C
		・R410A

第一種特定製品

法第二条：

3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

「第一種特定製品」とは、業務用冷凍空調機器、すなわちフロン類が充填され

ている業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器（フロン類が充填されている自動販売機を含みます。）です。

・ 第一種フロン類再生業者の許可申請に係る事項

1 . 第一種フロン類再生業者の許可

(定義)

法第二条 :

11 この法律において「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生(ろ過、蒸留その他の方法により当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)を業として行うことをいい、「第一種フロン類再生業者」とは、第一種フロン類再生業を行うことについて第五十条第一項の許可を受けた者をいう。

(第一種フロン類再生業者の許可)

法第五十条 : 第一種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、第一種フロン類充填回収業者が、主務省令で定めるところにより、フロン類の再生の用に供する施設又は設備(以下「第一種フロン類再生施設等」という。)であって主務省令で定めるものにより第一種フロン類再生業を行う場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 再生をしようとするフロン類の種類
- 四 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及びその再生の能力
- 五 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法
- 六 その他主務省令で定める事項

(許可の基準)

法第五十一条：主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ハ 第五十五条の規定により許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
 - ニ 第一種フロン類再生業者で法人であるものが第五十五条の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類再生業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
 - ホ 第五十五条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(1) 第一種フロン類再生業者の許可を必要とする者

第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生(ろ過、蒸留その他の方法により当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)を業として行おうとする者は、主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣。以下同じ。)の許可を受けなければなりません。

ただし、第一種フロン類充填回収業者が、省令第12条の2第1項で定めるところにより、第一種特定製品から自らが回収したフロン類を、同条第2項で定める再生設備を用いて、自らが冷媒として充填するために再生を行う場合は、例外的に第一種フロン類再生業者の許可を得ずに行うことができます。

許可を受けないで第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行った者及び不正の手段によって再生業の許可を受けた者には、

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています。（一部改正法第103条第4号及び第5号）

なお、冷媒用途以外に使用されているフロン類や、冷媒用途であっても第一種特定製品以外に充填されているフロン類（例えば、カーエアコン、家庭用冷蔵庫や家庭用エアコンに充填されているフロン類等）を再生する場合は、本許可の対象外です。

(2) 申請手続き

ア．許可申請に係る申請書【P.40参照】及び必要な書類【P.9参照】を本要領に従って揃え、経済産業大臣及び環境大臣あてに2通を作成し、経済産業省か環境省のどちらかに2通（又はそれぞれに1通ずつ）提出してください。

提出は、郵送でも差し支えありません。なお、審査の過程で、申請内容の説明のためにお越し頂くこともあります。

（連絡先・郵送先）

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課フロン等対策推進室

〒100-0013

東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル17階

電話 03-3581-3351（代表）

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1511（代表）

イ．申請は事業所ごとに必要になりますので、複数の事業所で第一種フロン類再生業を行う者は、事業所ごとに別個に申請してください。

ウ．第一種フロン類再生業者の許可に際して、登録免許税（9万円/件）が課税されます（新規許可時のみ必要であり、更新許可時、変更許可・変更届出時は不要です）。

納付は、麹町税務署又は日本銀行（本店、支店、一般代理店、歳入代理店）で行ってください。

その他の手数料等は不要です。

申請の際に、登録免許税納付に係る領収書を添付してください。

（なお、一部改正法全面施行前に申請を行った場合は、一部改正法全面施行後遅滞なく納付し、納付に係る領収書を提出してください。）

エ．フロン類は、一般に圧力の高い液化ガスであるため、多くの場合、高圧ガ

ス保安法に従い、所要の許可申請等（高圧ガス販売事業届、製造届、貯蔵届等）を行うとともに、設備の設置・運転・管理に際しては、同法による規定を遵守する必要があります。詳細は、事業を行おうとする都道府県（市町村等に権限委譲されている場合もあります。）の高圧ガス保安法担当窓口までお問合せください。

第一種フロン類再生業者許可申請に必要な書類一覧

	必要書類	説明の頁	記載例等の頁
申請書	表紙（様式第4の2）	P.10	P.10
	別紙1 第一種フロン類再生施設等の構造	P.12	P.15
	別紙2 第一種フロン類再生施設等の再生の能力	P.17	P.17
	別紙3 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法	P.18	P.22
	別表1 保守点検の項目・方法 別表2 異常事態の対応方法	P.19 P.20	P.24 P.25
添付書類	第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面 プロセス（システム）フロー図 組立図、配置図等 装置説明図等	P.28	
	再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができることを説明する書類	P.28	
	第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類	P.30	
	再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画	P.30	
	第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類（取扱説明書、操作マニュアル等）	P.31	
	本人を確認できる書類（法人の場合の登記事項証明書又は個人の場合であって必要な場合の住民票写し）	P.26	
	申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書面	P.27	

提出の際はこの順番に束ねてください。

(3) 第一種フロン類再生業者許可申請書の記載要領

第一種フロン類再生業者許可申請書		平成 年 月 日
経済産業大臣 殿	環境大臣 殿	
(郵便番号) 123-4567		
住所 県霞が関市日本八丁目9番10号		
名称 再生フロン株式会社		
代表者の氏名 代表取締役 再生 一郎 印		
電話番号 123(456)7890		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第50条第2項の規定により、第一種フロン類再生業の許可を申請します。		
事業所の名称及び所在地		
名称	再生フロン株式会社 虎ノ門事業所	
所在地	(郵便番号) 987-6543 県虎ノ門市永田町五丁目6番7号 電話番号 098(765)4321	
再生をしようとするフロン類の種類	CFC (R) HCFC (R , R) (注1) HFC (R)	
再生をしたフロン類の用途	冷媒	
第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力		
種類	蒸留精製式	
数	1基	
構造	別紙Xのとおり	
再生の能力	別紙Yのとおり	
第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法	別紙Zのとおり	

住所は登記事項証明書又は住民登録上の表記に基づき記入。

フロン類再生業を行う者の名称及び代表者の氏名(法人の場合)又は氏名(個人の場合)を記入。

事業所ごとに別の申請が必要。事業所の名称は申請書及び添付書類内で統一すること。

・冷媒
・樹脂の原料
・洗浄用冷媒
のうち該当するものをすべて記入。

・蒸留精製式
・簡易蒸留式
・その他の方式(式)のうち該当するものを記入。
なお、その他の方式の場合は括弧内に具体名を付記。(注3)

事業所における施設等の数を記入。(例:2基、4式等)

P.12 「第一種フロン類再生施設等の構造についての記載の仕方」に従って記入。(注2)

P.17 「第一種フロン類再生施設等の再生の能力についての記載の仕方」に従って記入。(注2)

P.18 「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法についての記載の仕方」に従って記入。(注2)

注1: 「再生をしようとするフロン類の種類」については、CFC、HFC、HCFCの区分ごとに、括弧書きで冷媒番号を付記してください。(例:HCFC(R22))

注2: この申請書及び添付書類内において、他に「別紙」という表現は用いないでください。

注3: 「第一種フロン類再生施設等の種類」は、次のうち該当するものを記入してください。なお、同一事業所内で異なる方式の施設が併設されているときは、各方式ごとに並べて記載してください。また、申請書の表の記載が複数になる場合は次のように同一形式で通し番号にしてください。

- ・蒸留精製式・・・主たる不純物除去装置が蒸留塔であるもの
- ・簡易蒸留式・・・主たる不純物除去装置が蒸留塔以外の蒸留装置であるもの
- ・その他の方式・・・蒸留精製式、簡易蒸留式以外のもの(帯電分離式等)

再生をしようとするフロン類の種類		
	HCFC(R22)	HCFC(R22)
再生をしたフロン類の用途		
	冷媒	樹脂の原料
第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力		
種類	式	式
数	1式	1式
構造	別紙Xのとおり	別紙X'のとおり
再生の能力	別紙Yのとおり	別紙Y'のとおり
第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法	別紙Zのとおり	別紙Z'のとおり

2. 第一種フロン類再生施設等の構造についての記載の仕方

(第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準)

省令第十二条の四：法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できる構造であること。
- 二 再生をしたフロン類を大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造を備えていること。
- 三 再生をされなかったフロン類（再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む。以下同じ。）について、法第五十八条第二項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合（第一種フロン類再生業者がフロン類破壊業者である場合であって、当該第一種フロン類再生業者が自ら当該再生をされなかったフロン類の破壊を行う場合を含む。第十二条の六第一号二において同じ。）に、大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造その他の大気中に排出することなく適切に引き渡すために必要な構造を備えていること。
- 四 ろ過機、蒸留装置その他のフロン類と混和している不純物を除去するための装置又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整するための装置を備えていること。
- 五 第一種フロン類再生施設等が、使用及び管理の方法を実行するために必要な計測装置を備えていること。
- 六 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物（不凝縮ガス、蒸発残分、酸分及び水分をいう。第十二条の六第三号及び第五号において同じ。）の濃度について確認するために必要な分析機器を備えていること。ただし、十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託する場合は、この限りでない。
- 七 申請書に記載された第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を実行できるものであること。

申請書該当欄に「別紙Xのとおり」と記載して別紙を添付し、以下の各事項のうち存在するものは、下記例を参考に全て記載してください。【P.15 参照】

なお、ここに仕様、数などを記載する必要はありません。また、例えば脱水装置と脱酸装置を一つの装置で処理している場合は、その旨が分かるように記載してください。

ここで記載した名称は申請書内で統一して使用してください（同じ装置等に異なる名称を付さないでください）。

< 別紙 X に記載する事項 >

(蒸留精製式の施設等の例)

- a 不純物除去装置 (蒸留塔 (精留塔))、油分離器、脱水装置、脱酸装置、蒸発器、凝縮器、還流弁等の具体名を記載してください。)
- b 他のフロン類との混和装置
- c 再生をしようとするフロン類の供給装置 (供給弁等の具体名を記載してください。)
- d 再生をしたフロン類の捕集装置 (移充填装置、再生フロン類排出用排出弁等の具体名を記載してください。)
- e 使用及び管理に必要な計測装置 (温度計、圧力計、流量計 (ガス、液) 等の具体名を記載してください。)
- f 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物 (不凝縮ガス、蒸発残分、酸分及び水分をいう。以下同じ。) の濃度の確認に必要な分析機器 (純度測定に必要な器具等、水分分析機、電子天秤、酸分測定に必要な器具等の具体名を記載し、分析を委託する場合は別紙 Z 「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法」に委託内容や委託先等の必要事項を記載してください。)

分析機器を自ら保有している場合には、「自己所有」と記載し、当該機器の名称、メーカー名、型番号等を記載してください。

分析機器を自ら保有せず十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより確認する場合は、「委託分析」と記載し、委託する分析の内容、予定している委託先の氏名又は名称等について記載してください。また、委託により確認することを予定している場合で、申請時点において委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続を記載してください。

- g 再生をされなかったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡すための装置

再生残さ取り出し用排出弁、回収ポンペ、配管 (当該再生施設等がフロン類破壊施設と連結した構造の場合) 等の具体名を記載してください。また、引渡先として想定しているフロン類破壊業者名を記載してください。自らがフロン類破壊業者として再生をされなかったフロン類の破壊を行う場合は、その旨記載してください。

(簡易蒸留式の施設等の例)

- a 不純物除去装置 (油分離装置、脱水装置、脱酸装置、蒸発器、凝縮器、圧縮装置等の具体名を記載してください。)
- b 再生をしようとするフロン類の供給装置 (供給弁等の具体名を記載してください。)
- c 再生をしたフロン類の捕集装置 (移充填装置、再生フロン類排出用排出弁等の具体名を記載してください。)

d 使用及び管理に必要な計測装置（温度計、圧力計、流量計（ガス、液）等の具体名を記載してください。）

e 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物（不凝縮ガス、蒸発残分、酸分及び水分をいう。以下同じ。）の濃度の確認に必要な分析機器（純度測定に必要な器具等、水分分析機、電子天秤、酸分測定に必要な器具等の具体名を記載し、分析を委託する場合は別紙 Z「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法」に委託内容や委託先等の必要事項を記載してください。）

分析機器を自ら保有している場合には、「自己所有」と記載し、当該機器の名称等を記載してください。

分析機器を自ら保有せず十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより確認する場合は、「委託分析」と記載し、委託する分析の内容、予定している委託先の氏名又は名称等について記載してください。また、委託により確認することを予定している場合で、申請時点において委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続を記載してください。

f 再生をされなかったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡すための装置

再生残さ取り出し用排出弁、回収ポンプ、配管（当該再生施設等がフロン類破壊施設と連結した構造の場合）等の具体名を記載してください。また、引渡先として想定しているフロン類破壊業者名を記載してください。自らがフロン類破壊業者として再生をされなかったフロン類の破壊を行う場合は、その旨記載してください。

（その他の方式の施設等）

蒸留精製式、簡易蒸留式以外の方式で、省令第 12 条の 4 に基づく基準（第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準）に適合することを示すものとして、上記の例を参考に記載してください。

第一種フロン類再生施設等の構造 記載例（例： 式）

第一種フロン類再生
施設等の種類を記入

< 別紙 X の記載例 >

別紙 X

第一種フロン類再生施設等の構造

- a 不純物除去装置
 - 1. 蒸留塔
 - 2. 油分離器
 - 3. 脱水装置（脱酸装置を兼ねる）
 - 4. 蒸発器
 - 5. 凝縮器
 - 6. 還流弁 等
- b 他のフロン類との混和装置
- c 再生をしようとするフロン類の供給装置
 - 1. 供給弁 等
- d 再生をしたフロン類の捕集装置
 - 1. 貯槽タンク
 - 2. 再生フロン類排出用排出弁
 - 3. 捕集用ポンベ 等
- e 使用及び管理に必要な計測装置
 - 1. 温度計
 - 2. 圧力計
 - 3. 流量計（ガス、液） 等
- f 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認に必要な分析機器
（自己所有の場合）
 - 1. ガスクロマトグラフ（ 社製、型番 ）
 - 2. カールフィッシャー式水分分析機
 - 3. 蒸発残分分析用電子天秤
 - 4. 酸分測定に必要な器具（ビーカー、ビュレット、滴定剤・ 指
示薬） 等
（委託分析の場合）
 - 1. 委託先の氏名又は名称
 - 2. 計量証明事業登録番号
 - 3. 依頼分析項目 等

g 再生をされなかったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡すための装置

1．再生残さ取り出し用排出弁

(破壊業者に引き渡す場合)

2．回収ポンペ

3．引き渡し先(破壊業者名及び破壊業許可番号を記載)

(自らが破壊業者として破壊する場合)

2．配管

3．破壊業許可番号

3. 第一種フロン類再生施設等の再生の能力についての記載の仕方

(第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準)

省令第十二条の五：法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準は、第一種フロン類再生施設等において再生をすることのできるフロン類の量が再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画に照らし適切であることとする。

申請書該当欄に「別紙 Y のとおり」と記載して別紙を添付し、再生をしようとするフロン類の種類（CFC、HCFC、HFC（冷媒番号が異なるものは別の種類として取り扱う））ごとに、第一種フロン類再生業を開始する日を含む年度以降5年間の各年度における再生処理可能量（トン）、年間引取計画量（トン）を記載してください。

第一種フロン類再生施設等の再生の能力 記載例

< 別紙 Y の記載例 >

別紙 Y	第一種フロン類再生施設等の再生の能力 HCFC (R22)	
	年間再生処理可能量(トン)	年間引取計画量(トン)
	平成 N 年度	
	平成 N + 1 年度	
	平成 N + 2 年度	
	平成 N + 3 年度	
	平成 N + 4 年度	
	HFC (R)	
	年間再生処理可能量(トン)	年間引取計画量(トン)
	平成 N 年度	
	平成 N + 1 年度	
	・	
	・	
	・	

4. 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法についての記載の仕方

(第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準)

省令第十二条の六：法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

一 第一種フロン類再生施設等の種類に応じて、フロン類を大気中に排出することなく、再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できるよう、次に掲げる事項について、適切に定められていること。

イ 運転方法

ロ フロン類の供給方法

ハ 再生をしたフロン類の捕集方法

ニ 再生をされなかったフロン類の処理方法（再生をされなかったフロン類について、法第五十八条第二項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合の当該フロン類の捕集方法その他の引渡しの方法をいう。次号において同じ。）

ホ 再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管の方法

ヘ 保守点検の方法

二 前号の運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法及び保守点検の方法を遵守するために、第一種フロン類再生施設等の状態を計測装置等により定期的に確認することとされていること。

三 再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度について、自ら保有する分析機器を使用すること又は十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより適切に確認することとされていること。

四 前二号の確認により第一種フロン類再生施設等の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。

五 再生をしたフロン類を冷媒その他製品の原材料として利用する者に譲渡する場合においては、当該譲渡の相手方に当該譲渡に係る再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認の方法及び確認の結果をあらかじめ通知することとされていること。

六 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること。

申請書該当欄に「別紙Zのとおり」と記載して別紙を添付し、以下の8つの事項についてすべて記載してください。【P.22 参照】

1) 運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法

< 運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法 >

再生方式毎に、温度条件、フロン類の投入量（連続式の場合は時間あたり投入量、バッチ式の場合は一回あたりの投入量を記載）・流量、蒸留塔を用いる場合は蒸留塔内での還流時間、再生をしたフロン類の捕集方法等について具体的に記載してください。なお、冷媒番号毎に運転方法が異なる場合には、それぞれの運転方法を記載してください。

再生をしようとするフロン類について、混在している不純物の量が少ないフロン類を選定して再生に用いることにより、再生品の品質を確保する場合は、再生しようとするフロン類の選定に係る基準及び方法についても記載してください。

< 再生をされなかったフロン類の処理方法 >

再生をされなかったフロン類について、フロン類破壊業者へ引き渡す方法を記載してください。具体的には、再生をされなかったフロン類について、捕集方法、フロン類破壊業者への引渡しの方法（ポンペに充填し引き渡す等）、第一種フロン類再生業者自らがフロン類破壊業者として破壊を行う場合におけるフロン類破壊施設への搬出・供給方法（ポンプ及び配管にて供給等）を記載してください。

2) 再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管の方法

再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類のそれぞれについて、保管場所の所在地、保管場所の保管量（一容器あたりの充填可能量（kg 単位）及び容器本数）を記載してください。

また、その保管の方法（屋内保管、屋外保管、高温を避けて保管及び専用ポンペ（タンク）で保管等）についても記載してください。

3) 第一種フロン類再生施設等の保守点検の方法

別表1【P.24 参照】に、日常点検、定期点検における具体的な点検項目、点検内容、保守方法を記載してください。フロン類の再生過程におけるフロン類の漏えい検知の方法についても、当該項目において説明してください。

なお、高圧ガス保安法に基づき日常点検、定期点検等の対応が適正になされる場合において、同一の点検行為をもって、本法に基づく点検と高圧ガス保安法に基づく点検を兼ねることは可能です。この場合、別表1には、高圧ガス保安法に基づいて日常点検、定期点検を行う旨及びその点検内容について記載してください。

- ・ 日常点検は、第一種フロン類再生施設等の使用開始時及び使用終了時に異常の有無を確認するほか、施設稼働日においては1日に1回以上施設等の作動状況を点検し、異常が見つかった場合には必要な措置を講ずることとしてください。
- ・ 定期点検は、定期的（装置ごとに取り扱説明書等に基づく頻度）に、自主点検又はメーカーによる点検を行うこととしてください。
- ・ 日常点検、定期点検の点検結果については、その検査記録を作成し、これを一定期間保存することとしてください（推奨）。

4) 第一種フロン類再生施設等の状態の定常的な確認

第一種フロン類再生施設等の運転状況（再生施設等の運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法、保守点検の方法）等を確認するために、計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等について記載してください。

5) 異常事態への対応方法

別表2【P.25 参照】に記載してください。

6) 再生をしたフロン類の純度、不純物濃度等の確認方法

再生をしたフロン類の純度、不純物濃度（不凝縮ガス、蒸発残分、酸分、水分）を確認するための分析項目ごとの分析方法及び分析頻度（例えば、ロット単位等）について、記載してください。分析の一部又は全部を十分な経験及び技術的能力を有する者に委託する場合は、委託して行う分析項目ごとの分析方法及び分析頻度について記載してください。

【解説】十分な経験及び技術的能力を有する者

十分な経験及び技術的能力を有する者とは、環境計量士、計量証明事業登録事業者等の資格保有者のほか、特定の資格を保有していなくても、気体及び液体の濃度分析手法について資格保有者に準ずる知識を持ち、かつ、1年以上程度の分析業務経験を有する者などが該当します。

7) 再生をしたフロン類を譲渡する相手方への通知方法

再生をしたフロン類を譲渡する相手方に通知する事項（純度、不純物濃度の確認方法及び確認の結果等）、通知する手段（書面（手交、郵送等）、電子媒体（メール送付等））、通知の時期等を記載してください。

8) 第一種フロン類再生施設等の管理責任者の選任等

第一種フロン類再生施設等の管理責任者を選任し、当該管理責任者の所属・氏

名を記載してください。

また、管理責任者の所属・氏名を第一種フロン類再生施設等の付近に明示することが望ましいです。

なお、管理責任者は、第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法について十分な知識を持ち、適切に運用できる者としてください。なお、必ずしも特定の資格を保有することや、特定の役職者であることは要しません。

<別紙Zの記載例>

別紙Z

第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法

1. 運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法

(1) 再生方式(式)

- a. 再生をするフロン類の種類(H C F C (R 2 2))
- b. 運転方法(温度条件、蒸留塔を用いる場合は蒸留塔内での還流時間)
- c. フロン類の投入量・流量
- d. 再生をしたフロン類の捕集方法
- e. 再生をされなかったフロン類の処理方法

(2) 再生方式(式)

- a.
- b.

...

再生方式が異なる複数の再生施設等を使用する場合は、再生方式ごとに記載してください。

2. 再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管の方法

(1) 保管場所

事業所敷地内のボンベ保管倉庫で保管する。

(2) 保管量(フロン類の種類ごと、再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類ごとに記載する)

フロン類回収ボンベ(H C F C (R 2 2)) : 1 0 0 / 5 0 本、2 0 / 1 0 0 本、1 0 / 1 , 0 0 0 本等)

(3) 保管方法(保管場所における、フロン類の種類ごと、再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類ごとの区分方法等を記載する。)

3. 第一種フロン類再生施設等の保守点検の方法

別表1のとおり。

日常点検、定期点検の検査記録は5年間保存する。

4. 第一種フロン類再生施設等の状態の定常的な確認

第一種フロン類再生施設等の運転状況に関して、確認方法の具体的内容を記載する。

- (1) 再生施設等の運転方法：計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等を記載
- (2) フロン類の供給方法：計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等を記載
- (3) 再生をしたフロン類の捕集方法：計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等を記載
- (4) 再生をされなかったフロン類の処理方法：計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等を記載
- (5) 保守点検の方法：計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等を記載

5. 異常事態への対応方法

別表2のとおり

6. 再生をしたフロン類の純度、不純物濃度等の確認方法

- (1) 分析項目
- (2) 分析頻度
- (3) 物質ごとの分析方法

(分析機器を自ら保有している場合には、「自己所有」と記載し、当該機器の名称、仕様等を記載する。分析機器を自ら保有せず十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより確認する場合は、「委託分析」と記載し、委託する分析の内容、予定している委託先の氏名又は名称等について記載する。また、委託により確認することを予定している場合で、申請時点において委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続を記載する。)

7. 再生をしたフロン類を譲渡する相手方への通知方法

再生をしたフロン類を譲渡する際は、譲渡先に対し、分析結果等について譲渡に先立ち、書面にて通知する。

8. 第一種フロン類再生施設等の管理責任者の選任等

管理責任者

所属 社 施設管理部長

氏名

管理責任者の所属・氏名を蒸留塔付近に掲示する。

(別表1)

保守点検の項目・方法

「何の状態」が「どうなっている(いない)こと」を確認するのかが記載してください。

左欄に記載した点検内容により判明した問題を解決するために行うことについて記載してください。

	点検項目	点検内容	保守方法
日常点検	移充填ポンプ	運転時に異常な音、振動がしないことの確認	取り付けボルトを増し締めする
定期点検	流量計	流量を実測し正しく表示していることを確認	分解、清掃、修理、部品交換

(別表2)

異常事態の判定・対応方法

	異常の内容	判定、表示方法	対応方法
交換・切替関係	投入フロンの圧力低下	警告ランプの点灯	新しいボンベに交換
操作ミス関係	水道元栓の開け忘れ	警告ランプの点灯	元栓を開けて給水を開始
損傷・故障関係	腐食による穴あき 電流・電圧の異常	警報の作動 インターロックによる自動停止	部位を確認して当該部品を交換 原因説明後必要に応じて修理

保守点検の時には特に問題が見つからなくても運転時に発生し得る異常について記載してください。

左欄に記載した異常の内容が操作者にわかるのは何が起こったことによるのか記載してください。
なお、点検ではないので「～を確認する」といった能動的なことは書かないください。

発生した異常を解消して正常状態に戻すために行うことを記載してください。

投入フロン類の残量がなくなり次第、投入をやめる場合はこのような記載の必要はありません。

必須操作であるにもかかわらず元スイッチ等と連動していないようなものが他にもあれば同様に記載してください。

停電、地震等については、自動的に止まらない機器が動き続けることによって不適切なフロン再生が行われるといったことが無い限り記載する必要はありません。

大部分が損傷・故障関係のものと考えられますが、該当するものがあれば、「交換・切替関係」「操作ミス関係」の欄を設けて記載してください。該当するものがなければ欄を設ける必要はありません。

5 . 許可申請に係る添付書類

(第一種フロン類再生業者の許可の申請)

省令第十二条の三：法第五十条第二項（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第一種フロン類再生業者の許可の申請をしようとする者は、様式第四の二による申請書に次に掲げる資料を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書

二 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面

三 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができることを説明する書類

四 第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類

五 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画

六 申請書に記載した第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類

七 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第五十一条第二号各号に該当しないことを説明する書類

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により、同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

ア．本人を確認できる書類

- ・ 個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し（ただし、一部改正法全面施行後において、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用できる場合は不要）
- ・ 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書

イ．第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面

【P.28 5(1)参照】

ウ．再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができることを説明する書類

【P.28 5(2)参照】

エ．第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類

【P.30 5(3)参照】

オ．再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画

【P.30 5(4)参照】

カ．申請書に記載した第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類

【P.31 5(5)参照】

キ．申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書面

申請者等が法第五十一条第二号の各項目に該当しない者であることを誓約した旨の書面【P.41 参照】を添付してください。

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの。

この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

一部改正法第55条の規定により許可を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

第一種フロン類再生業者で法人であるものが一部改正法第五十五条の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類再生業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

一部改正法第55条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
法人であって、その役員のうちからまでのいずれかに該当する者があるもの

同一事業者が、複数事業所について同時に申請する場合、ア及びキの書類は、申請しようとする事業所の数に関わらず、環境省か経済産業省のどちらかに2通（又はそれぞれに1通ずつ）とすることは可能です。

(1) 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面

A 3 版又は A 4 版の書類で提出してください。

(A 4 版では文字等が読み難くなる場合には A 3 版としてください。)

1 . プロセス(システム)フロー図

- ・当該事業所における再生方式による再生のメカニズムを示しているもの
- ・再生の各プロセスと施設を構成する装置との関係を示しているもの
再生されたフロン類、再生されなかったフロン類（再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む。）及びこれ以外の再生時に発生した生成物の流れを、物質ごとに線種（実線、点線、鎖線等）で区別して記入してください。
別紙 X 【P.15 参照】に記載した各装置名は漏れなく記号付きの四角囲みで明示してください。なお、本件に関係のない数字等を入れすぎないようにしてください。

2 . 立面図、平面図等

- ・施設の組立図、配置図が記されているもの
- ・施設を構成する各装置の配置や接続の状況を示しているもの
- ・事業所敷地内における装置の設置場所を示しているもの
- ・再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類（再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む。）の保管の場所を示しているもの
別紙 X に記載した各装置名は、漏れなく記号付きの四角囲みとしその位置を明示してください。なお、外形寸法以外の詳細な寸法は極力消去してください。

3 . 装置説明図

- ・不純物除去装置、他のフロン類との混和装置、フロン類供給装置、再生をしたフロン類の捕集装置、その他特に説明を要する装置の構造機能、材質を示しているもの。いずれの装置についてもフロン類の供給位置を明示してください。
- ・フロン類の再生にあたり再生をしようとするフロン類の選別を行う場合は、当該選別に使用する分析機器の構造機能等を示しているもの

(2) 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができることを説明する書類

再生をしようとするフロン類と同等の性状を有するフロン類を試料（ ）として用いて、本申請における使用及び管理の方法に則して、第一種フロン類再生

施設等を試験的に動作させた場合に得られるフロン類の再生の程度を説明するため、以下の項目について記載してください。

() 試料について

- ・実際に再生をしようとするフロン類と同等に不純物を含むもの、又は使用前のフロン類に再生をしようとするフロン類と同等の性状となるよう不純物を添加したものを試料として用いてください。

- ・再生をしようとするフロン類の純度、再生をしようとするフロン類と混和している不純物について、想定している濃度
(注意：混在している不純物の量が少ないフロン類を選定して再生に用いることにより、再生品の品質を確保する場合であって、フロン類の選定に係る基準及び方法に準拠して選定されたものを試料として用いる場合は、本項目の「再生をしようとするフロン類の純度、再生をしようとするフロン類と混和している不純物について、想定している濃度」に係る記載に加えて、申請書別紙Z「運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法」の欄に「フロン類の選定に係る基準及び方法」について記載する必要があります(記載方法の詳細は、本申請要領P.19を参照してください。)
- ・再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物について、想定している濃度
- ・第1種フロン類再生施設等を試験的に動作させた際の
試料として用いたフロン類の純度、混和している不純物の濃度(試験再生前)
再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度(試験再生後)
- ・分析方法(分析条件、分析手順、分析に使用した機器(機器名、型式、製造者名等)、分析を委託する場合は委託先の氏名又は名称)

ただし、許可申請時点において第一種フロン類再生施設等を保有していない場合は、以下の書類等に代えることが可能です。

- ・既に稼働している同型の第一種フロン類再生施設等が存在する場合は、当該同型の第一種フロン類再生施設等による再生の程度を説明する書類
- ・新規設計された第一種フロン類再生施設等の場合は、フロン類の再生に係る設計計算上の数値等を説明する書類(この場合、第一種フロン類再生業の許可後、当該施設の運転によって得られた再生の程度を説明する書類を速やかに提出してください。なお、当該施設の運転によって得られた数値等が許可申請時に提出した設計計算上の数値等と大きく異なる場合は、変更許可(法第53条)、許可取消し(法第55条)の対象となる可能性があることに留

意してください。)

(3) 第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類

再生をしようとするフロン類の種類別（CFC、HCFC、HFC（冷媒番号が異なるものは別の種類として取り扱ってください））の年間再生処理可能量の算出の方法を具体的に説明してください^()。その際、算出の根拠として、例えば、申請書に記載した使用及び管理方法に従って、第一種フロン類再生施設等を運転した場合における時間当たり再生処理可能量、各装置（蒸発器、凝縮器、ポンプ）の時間当たりの処理可能量、蒸留塔を用いる場合は蒸留塔内での還流時間、年間予定稼働時間（算出方法も明らかにすること）、再生処理量の実績等の諸元を明示してください。

- () 一部のフロン類の種類で他のフロン類の種類データを代用できる根拠を明確に示すことが可能な場合、他のフロン類の種類データの提出は必要ありません。
- () 同一型式の装置のデータがメーカー等にある場合は、そのデータを代用することができます。

(4) 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画

再生をしようとするフロン類の種類（冷媒番号が異なるものは別の種類として取り扱ってください）ごとに、申請時点におけるフロン類の年間引取計画量（トン）及び各年度の四月一日時点における予定保管量（トン）を5年度分記載してください。

再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画 記載例

HCFC (R22)

	年間引取計画量 (トン) ^()	前年度からの繰 り越し量(トン)	最繁忙日における 予定保管量(トン)
平成N年度			
平成N+1年度			
平成N+2年度			
平成N+3年度			
平成N+4年度			

- () 「最繁忙日における予定保管量」には、再生前のフロン類の予定保管量に加え、再生後のフロン類の予定保管量についても記載することとしてください。

(5) 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類

- 1 . 装置の型式に応じた仕様書、取扱説明書、操作マニュアル等を添付してください。
- 2 . 「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類」については、申請書の「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法（別紙Z）」の記載内容と同じか、より詳細な記述が必要です。現行の取扱説明書や操作マニュアル等の記述が不十分な場合には本申請を機会に修正を行うか新たに作成することが望まれます。

・許可審査基準

(許可の基準)

法第五十一条：主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

法第50条第1項に定める第一種フロン類再生業者の許可に際しては、以下の構造に関する基準、能力に関する基準、使用及び管理に関する基準を満たしているか否かを審査します。

1. 構造に関する基準に係る審査の際の確認について

(第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準)

省令第十二条の四：法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できる構造であること。
- 二 再生をしたフロン類を大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造を備えていること。
- 三 再生をされなかったフロン類（再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む。以下同じ。）について、法第五十八条第二項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合（第一種フロン類再生業者がフロン類破壊業者である場合であって、当該第一種フロン類再生業者が自ら当該再生をされなかったフロン類の破壊を行う場合を含む。第十二条の六第一号二において同じ。）に、大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造その他の大気中に排出することなく適切に引き渡すために必要な構造を備えていること。
- 四 ろ過機、蒸留装置その他のフロン類と混和している不純物を除去するための装置又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整するための装置を備えていること。
- 五 第一種フロン類再生施設等が、使用及び管理の方法を実行するために必要な計測装置を備えていること。

- 六 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物（不凝縮ガス、蒸発残分、酸分及び水分をいう。第十二条の六第三号及び第五号において同じ。）の濃度について確認するために必要な分析機器を備えていること。ただし、十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託する場合は、この限りでない。
- 七 申請書に記載された第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を実行できるものであること。

- (1) 申請書の「第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力」欄の構造に関する記載内容について、フロン類の再生に必要な装置の記載の有無及びそれぞれの装置が申請書に記載された第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を実行できるものであることを確認する。

再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができる装置を備えていることを確認する。

年間再生処理可能量を充足できる装置を備えていることを確認する。

別紙Xで方式毎に列記されている装置が全て記載されていることを確認する。別紙Xの「使用及び管理に必要な計測装置」については、申請書の「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法（別紙Z）」の記載内容からフロン類の再生に必要な装置の記載があることを確認する。

別紙Xの「再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認に必要な分析機器」については、記載された機器に過不足がないかどうかを確認する。

- (2) 上記でそれぞれ確認した記載内容が添付書類「第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面」の記載内容と合致しているかどうかを確認する。
- (3) 上記の他、それぞれの装置が申請書に記載された第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を実行できるものであることを確認するために必要な事項がある場合には、当該事項を確認する。

2．能力に関する基準に係る審査の際の確認について

(第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準)

省令第十二条の五：法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準は、第一種フロン類再生施設等において再生をすることのできるフロン類の量が再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画に照らし適切であることとする。

- (1) 申請書の「第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力」欄の再生の能力に関する記載内容が、再生しようとするフロン類（CFC、HCFC、HFC（冷媒番号が異なるものは別の種類として取り扱う））の引取計画量、再生処理可能量及び保管容量の面から、管理可能な状況にあることを確認する（管理可能な状況とは、繰越分を除き、原則として再生処理可能量が引取計画量より大きいことをいう。）。

3．使用及び管理に関する基準に係る審査の際の確認について

(第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準)

省令第十二条の六：法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 第一種フロン類再生施設等の種類に応じて、フロン類を大気中に排出することなく、再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できるよう、次に掲げる事項について、適切に定められていること。

イ 運転方法

ロ フロン類の供給方法

ハ 再生をしたフロン類の捕集方法

ニ 再生をされなかったフロン類の処理方法（再生をされなかったフロン類について、法第五十八条第二項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合の当該フロン類の捕集方法その他の引渡しの方法をいう。次号において同じ。）

ホ 再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管の方法

ヘ 保守点検の方法

- 二 前号の運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法及び保守点検の方法を遵守するために、第一種フロン類再生施設等の状態を計測装置等により定常的に確認することとされていること。
- 三 再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度について、自ら保有する分析機器を使用すること又は十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより適切に確認することとされていること。
- 四 前二号の確認により第一種フロン類再生施設等の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。
- 五 再生をしたフロン類を冷媒その他製品の原材料として利用する者に譲渡する場合においては、当該譲渡の相手方に当該譲渡に係る再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認の方法及び確認の結果をあらかじめ通知することとされていること。
- 六 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること。

- (1) 申請書の「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法（別紙Z）」欄の記載内容と、「施設の使用及び管理の方法を補足する書類」の記載内容が合致しているかどうかを確認する。

「再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生」については、再生したフロン類の用途に応じた第一種フロン類再生施設等が整備されているかどうかを確認する。

「運転方法、フロン類等の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法」については、提出された運転管理に関するマニュアル等の内容に基づいて、温度条件、フロン類の投入量・流量、蒸留塔を用いる場合は蒸留塔内での還流時間等が妥当な設定となっているかどうかを確認する。

「再生をされなかったフロン類の処理方法」については、フロン類破壊業者に適切に引き渡す計画となっているかどうかを確認する。自らがフロン類破壊業者として再生をされなかったフロン類の破壊を行う場合は、フロン類破壊施設への搬出・供給方法が適切かどうかを確認する。

「再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管方法」については、保管場所の保管量、容器の保管の方法等の内容から適切に保管が行われることとなっているかどうかを確認する。

「保守点検の方法」については、別表1の内容から適切に点検が行われることとなっているかどうかを確認する。

「第一種フロン類再生施設等の状態の定常的な確認」については、運転方法、フロン類の供給方法、保守点検の方法等を遵守するために、第一種フロン類再生施設等の状態を計測装置等により定常的に確認することになっているかどうかを確認する。

「再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認方法」について、分析機器を自己保有する場合、委託分析の場合ともに分析対象物質、物質ごとの分析方法及び分析頻度が適切かどうかを確認する。

「異常事態への対応方法」については、別表2の内容から異常発生時に速やかに対応できるようになっていることを確認する。

「再生をしたフロン類の純度、不純物濃度の確認方法及び譲渡する相手方への通知方法」については、分析方法や通知方法が適切かどうかを確認する。

「フロン類破壊施設の管理責任者の選任」については、選任することとなっているかどうかを確認する。

・ 第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業の許可を受けることなく行うことのできる再生業に係る事項

(第一種フロン類再生業者の許可を要しない場合)

省令第十二条の二：法第五十条第一項ただし書の規定による第一種フロン類再生業は、次により行うものとする。

一 フロン類の充填に関する記録その他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から自らが回収するフロン類又は第一種特定製品から自らが回収するフロン類であって、自ら保有する分析機器を使用すること若しくは十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することによりその性状が適切に確認されているフロン類について、フロン類の再生を行うこと（フロン類の回収に付随してフロン類の再生が行われる場合であって、法第四十六条第一項の主務省令で定める場合又は再生をしたフロン類を第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡すことを目的として回収を行う場合を除く。次号において同じ。）。

二 再生をしたフロン類を自ら冷媒として充填の用に供する目的でフロン類の再生を行うこと。

三 フロン類の再生の用に供する設備（次項に規定するものに限る。）の適正な使用方法に従って、フロン類を大気中に排出することなく、適切な再生を行うこと。

2 法第五十条第一項ただし書に規定する主務省令で定めるものは、フロン類の再生の用に供する設備のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 フロン類の再生の用に供する設備を構成する装置のうち、フロン類の再生の用に供する装置については、一の筐体に収められていること。

二 可搬式のものであること。

三 供給口及び排出口を除き密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造であること（安全性の確保のためやむを得ない場合において、フロン類を排出する機能を備えているものを含む。）。

四 再生をしようとするフロン類の種類に応じた適切な再生を行うことのできるものであること。

今般の法改正により、フロン類の大気中への排出を惹起する危険がある再生行為を規制するため、フロン類の再生は第一種フロン類再生業の許可を得て行うこととなりますが、一方で、第一種フロン類充填回収業者が自らフロン類の回収と一体的に行う簡易な設備を用いて行うフロン類の再生については、フロン類の大気中への排出のおそれが極めて少ないことから、第一種フロン類充填回収業者に対しては第一種フロン類再生業の例外として再生を行うことが認められています。

このような、第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業の許可を受けることなく行うことのできる再生業を行う場合には、省令第十二条の二の各項の基準を満たす必要があります。

【解説1】省令第12条の2 第1項第1号の括弧書き関係

第一種フロン類充填回収業者が、再生設備が内蔵された回収設備を用いて回収を行う場合には、回収と同時に不可避免的に再生が行われることから、一部改正法第四十六条第一項の主務省令で定める場合又は再生をしたフロン類を第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡すことを目的として回収を行う場合は、自らが冷媒として充填の用に供する目的を持っていない場合も再生行為に該当する行為を行うことが認められるよう、本条件を適用除外とするものです。

【解説2】省令第12条の2 第1項第2号「自ら冷媒として充填の用に供する」

「自ら冷媒として充填の用に供する」とは、第一種フロン類充填回収業者が再生したフロン類を、当該第一種フロン類充填回収業者自身が機器へ冷媒として充填する又は配管洗浄用に使用する場合を指します（この限りにおいては、当該フロン類を回収した機器以外への利用も可能となります。）。第一種フロン類充填回収業者が再生したフロン類を第三者（他の第一種フロン類充填回収業者やフロン類製造事業者等）へ譲渡する場合は、第一種フロン類再生業の許可が必要です。

【解説3】省令第12条の2 第2項

「フロン類の再生の用に供する設備を構成する装置のうち、フロン類の再生の用に供する装置については、一の筐体に収められていること」とは、再生をするために必要な装置（キャスターホイールや電源コード等の附属品を除く。）が一の筐体（機械及び装置等を収める容器又は外装）に収められていることを指し、「可搬式のものであること」とは、移動させることが可能なもの（通常建屋と一体のものとして設置・使用されるものでないもの）として製造・販売されたものを指します。こうした基準を満たす第一種フロン類再生施設等を使用する限りにおいては、回収の現場に携行して再生するか、据え置いて再生の用に供するかは問いません（例えば、第一種フロン類充填回収業者が自ら回収したフロン類を事業所に持ち帰り、当該第一種フロン類再生施設等を用いて再生をすることも含まれます。）。

【解説4】省令第12条の2 第2項第3号 「安全性の確保のためやむを得ない場合において、フロン類を排出する機能を備えているもの」

フロン類の再生の用に供する設備の要件としては、供給口及び排出口を除き密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造であることが原則ですが、作業従事者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため等のやむを得ない場合にフロン類を排出する機能（安全弁等の機構）を設けることは例外的に認められます。

() 省令第十二条の二第1項第一号で規定する「フロン類の充填に関する記録その他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品」の詳細については、今後、一部改正法の全面施行に向けた関係政省令等の整備とあわせて「運用の手引き」を公表する際に、記載を拡充する予定です。

第一種フロン類再生業者許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第50条第2項の規定により、第一種フロン類再生業の許可を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	
所在地	(郵便番号) 電話番号
再生をしようとするフロン類の種類	
再生をしたフロン類の用途	
第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力	
種類	
数	
構造	
再生の能力	
第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法	

誓 約 書

許可申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第51条第2号の各項目に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者 印

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

法人の場合は申請者として名称と代表者の氏名を記載してください。